

東弁21人第236号
平成21年10月28日

東京拘置所
所長 松村 明 殿

東京弁護士会
会長 山岸 憲 司

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏（以下「申立人」といいます。）からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記の通り警告いたします。

記

第一 警告の趣旨

申立人が、2007（平成19）年10月18日、貴所に対して願箋を提出し、自弁による腰コルセットの使用を求めたのに対し、約1か月間、使用を認めなかったこと、及び、申立人の右手第4指について、外部の病院での人工関節置換術を認めないことは、申立人の人権を侵害するものです。

したがって、申立人について直ちに外部の病院での人工関節置換術を行うとともに、今後、二度とこのような人権侵害行為に及ぶことのないよう警告します。

第二 警告の理由

一 腰コルセットの使用を認めなかったことについて

1 認定した事実

ア 当会の判断

申立人は、平成19年10月17日に貴所に収容された際、貴所に対して、自弁で所持している背骨を補強するための鉄製コルセットを使用する希望を伝え、翌18日にその旨の願箋を提出したが、貴所は、直ちにこれを認めず、本件人権

救済申立を行った直後の同年 11 月 26 日頃まで同コルセットの使用を妨げた。

イ 貴所の主張について

この点について、貴所は、当会の照会に答えて、同年 10 月 24 日、申立人に対して同コルセットの使用を許可したが、翌 25 日には、申立人が同願箋を取り下げたので使用させなかったと主張している。

しかしながら、本会が申立人に対して、かかる経過について文書による照会を行ったところ、申立人は、自身が提出した願箋が取下げの扱いとなっている事実を認識していなかった。また、本申立を行っている事実を踏まえると、入所間もない申立人において、コルセットの使用を許可された直後に、これを取り下げなければならない事情は見あたらず、取り下げる動機もおよそ考えがたい。

したがって、貴所が主張する申立人による同願箋の取り下げの事実は認定することができない。

2 腰コルセットを使用させなかったことの人権侵害性

ア 腰コルセットを使用する必要性が高いこと

申立人が使用を希望していた鉄製腰コルセットは、背骨の骨折を防止する為の体幹用補装具であり、医療器具の一種である。

申立人は、リウマチの治療に使用したステロイド剤の副作用によって骨粗鬆症を発症し、過去、背骨を 6 か所圧迫骨折したという既往症があり、4 年間で身長が 15 cm も縮んでしまった経験もある。現在も骨折しやすい状況に変わりはなく、背骨の骨折は重要な神経を傷つけ、体の機能を失う危険を孕んでいる。したがって、背骨の骨折を予防するという医療上の観点から、腰コルセットを使用する必要性が高いことは明らかである。

イ 何人からも生命・身体を脅かされない権利

あらゆる人は、等しく個人として尊重され、憲法上、人格権を保障されている（憲法 13 条）。何人からも生命・身体を脅かされない権利は、この人格権の中核にある重大な人権であることに疑いはない。

ところで、医療器具の助けなど必要とせずに、生命や健康な身体の状態を容易に保持できる多数の健常者がいる一方、何らかの疾病あるいは障害を持った者においては、身体の欠損部分を補ったり、あるいは疾病や痛みの軽減、矯正、可動の補助などのために、医療器具を利用することによって、はじめて生命を維持できたり、安定した身体の状態を保持できる者も多く存在する。

これらの者にとっては、この医療器具を利用することによって、はじめて生

命や安定した身体が保持できるのであるから、これらの者に対して医療器具の利用を妨げることは、生命・身体への直接の侵害行為を行っていないとしても、これと同視しうる重大な人格権に対する侵害行為と評価されなければならない。

この点、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年 5 月 25 日法律第 50 号）第 42 条には、「眼鏡その他の補正器具」について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させると定められており、医療器具についての言及はない。これは、補正器具よりも利用の必要性の高い医療器具については、管理運営上支障を生ずるおそれのない限り、当然にその使用が認められるべきだからと考えられる。

ウ 申立人の人権を侵害したこと

これを本件についてみると、申立人は背骨の骨折を予防するために、腰コルセットを利用する必要性が高く、かつ、管理運営上支障を生ずるおそれもなかったにも拘わらず、1ヶ月以上に亘って、貴所によってこの利用を妨げられている。

腰コルセットを利用しないまま日常生活を送ると、背骨を骨折して体の様々な機能の作用を司る重要な神経を傷つける可能性もあり、生命・身体が危険な状況に曝されており、申立人の人格権が侵害されたと考えられる。

幸い、休養処遇を許されていたことに加え、この間、申立人が、日常生活を送るに際し、慎重かつ抑制的な行動を送ったことによって、重大な傷害結果や生命を脅かす事態には至っていない。しかし、休養処遇中であつたとしても、トイレや接見室などへの拘置所内での移動時や、法廷への出頭などのために車椅子に乗る際などに、事故が生じる危険性は排除できず、客観的には申立人の生命・身体が具体的な危険に曝され続けただけでなく、日々の生活においても相当程度、行動の自由を制約されたと考えられる。また、主観的にも、申立人は、自弁として腰コルセットを手許に所持しながら、これを利用することができず、貴所によってその利用が妨げられているという不条理に耐えながら、いつ傷害結果が生じあるいは生命を脅かす重大事故が生じてしまうのではないかと、の深刻な不安感を抱えながら生活せざるを得なかったことは容易に想像ができ、人権侵害の程度は看過できない重大なものであつたと指摘できる。

よって、頭書のとおり警告を行う。

二 右手の指の治療について

1 申立人の右手第4指の症状とそれに対する貴所の対応

申立人の主張や貴所からの照会回答から、次の事実が認められる

ア 申立人は、埼玉医科大学総合医療センターにて乾癬性関節炎等の診断を受け、平成16年10月5日、同センターにて右手第2指（示指）、第3指（中指）の関節固定術及び人工関節置換術の施術を受けている。

イ 申立人は、平成19年10月17日の貴所における入所時健康診断において、貴所に対して、乾癬及び乾癬性関節炎に罹患している旨を申述した。

貴所は、同月24日、申立人に対して整形外科専門医による診察を実施し、乾癬性関節炎と診断している。その上で、指が手掌にめり込むような状態にあることを確認した上、申立人に対して、それを解消するために手指を切断する手術であれば、貴所において可能である旨説明した。

これを受け、申立人は、同年10月29日付で手術を希望する旨の願箋を提出し、同年11月7日にその手術が予定されていたが、同年11月5日になって、切断術ではなく、人工関節置換術を希望するとして、この手術の希望は取り下げる旨の願箋を提出している。

ウ その後、申立人は、外部の病院において、人工関節置換術を受けるために、刑事弁護人を通じて、繰り返し勾留執行停止の申立てを行なっているが、これは実現していない。

エ 平成20年1月23日、貴所は、重ねて、申立人に整形外科専門医による診察を受診させたが、申立人は、貴所における手術（切断術）は希望しない旨述べた。

オ 貴所は、申立人入所後、平成19年11月1日、平成20年1月31日及び同年5月8日に、申立人を皮膚科専門医による診察を受診させており、平成19年11月1日には、乾癬治療内服薬、免疫調整外用薬、副腎皮質ステロイド外用剤を処方し、平成20年1月31日には、乾癬治療外用薬、皮膚潰瘍治療外用薬に変更し、同年5月8日、乾癬治療内服薬を減量する等したほか、日々の回診において、疾患部位を確認し、包帯交換、軟膏を塗布するなどの診察及び治療を行なっている。

2 貴所の対応の人権侵害性について

ア 適切な治療を受ける権利

先にも述べたように、何人からも生命・身体を脅かされない権利は、憲法13条で保障される人格権の中核にある重大な人権である。刑事被拘禁者は、その在監目的達成のために必要最小限度の制約を受けるとしても、それ以外は、拘禁を受けない一般通常人と同じ自由を有しているのであるから、疾病その他によりその生命・身体に危険が生じた場合には、その危険状態を解消するために、適切な医療行為を求める自由があるのは当然である。

ところで、被拘禁者は、身体が自由が制約されているため、健康状態が悪化して、生命・身体に危険が生じて、自ら適宜適切な医療機関を選択して、当該医療機関に赴くことができない。そのため、申立人の身体が自由を制約し、その管理下に置いている貴所は、申立人の健康と生命を維持するために、その時点における医療水準に応じた適切な医療行為を施す義務があり、被拘禁者にもこれを求める権利があるというべきである。

そして、貴所施設内において、当時の医療水準に照らして適切な検査、治療等の医療行為を行うことができない場合には、貴所施設内においては義務が果たせないというのであるから、当然に、申立人を適時に外部の医療機関に連れて行き、治療等を行う義務（転医義務）があるというべきである。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律62条も、被収容者が負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、刑事施設の長は、必要に応じ、当該被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは入院させることができると定めている（同条1項乃至3号）。ここでは、同条に基づく措置の判断は、当該刑事施設の長の裁量に属する書きぶりとなっているが、上記の趣旨を鑑みると、所長の裁量はまったくの自由裁量ではなく、その裁量権の行使又は不行使が、在監目的達成の為の必要最小限度の制約を超える制約を被拘禁者に課すものである場合、裁量権の範囲を逸脱するものとして、人権侵害となると考えられる。

裁判例においても、一定の場合に、刑事施設に転医義務が生じることを認めている（平成12年9月22日第2小法廷判決（判例時報1728号31頁）、平成15年11月11日第3小法廷判決（判例時報1845号63頁）、平成17年12月8日第1小法廷判決（法律時報78巻10号77頁）等）。

イ 適切な医療行為を施す義務を怠ったこと

本件についてみると、申立人の右手第4指は内側に変形し、元に戻らない状態にある。これにより、申立人の手掌には常に右手第4指の爪が突き刺さって出血し、その傷口が化膿して血膿が出る状態にあるということである。

貴所は、申立人に対して、日々の回診において、疾患部位を確認し、包帯交換、軟膏を塗布するなど、適時適切な診察及び治療を行なっていると主張するが、これらは対症療法に過ぎず、申立人の病状に対する抜本的対策としては、右手第4指の変形に対する治療が不可欠であり、手術以外に方法がないことは明らかである。また、申立人に対して、日常的に上記のような対症療法を必要としているという事実自体、右手第4指に対する手術の必要性がより切迫していることを裏付けているし、貴所も、手術の必要性について認識しているからこそ、申立人に対して、切断術の打診を行っているものと理解することができる。

それでは、切断術は行うものの、人工関節置換術を行わせないことについては、現在の医療水準に照らし、適切な対応といえるであろうか。

申立人は、平成16年10月5日に、埼玉医科大学総合医療センターにて右手第2指（示指）、第3指（中指）について関節固定術及び人工関節置換術の施術を受けている。同センターから開示を受けた診療録によれば、申立人は、上記手術の後、術後感染により指が痛むなどの症状が現れた。しかしながら、申立人は、同月31日には抜針し、その後同症状についての治療をした記録はなく、申立人からの事情聴取によっても、上記手術後の経過は良好であり、日常生活に支障はなく、人工関節置換術により申立人の身体に重大な悪影響が生じたという事実は見当たらない。

また、術後感染の危険性については、人工関節置換術と切断術とで変わりがあるものではない。

さらに、当会から上記埼玉医科大学総合医療センターへの照会したところ、一般に、人工関節置換術と切断術とが選択できる場合には「機能温存のため人工関節置換術が望ましい」と回答してきている。

われわれ人の肉体は限りあるものであり、一旦失うと、取り返しがつかない。関節本来の機能が回復しないのであっても、人工関節を付けて手指を温存したいと望むのは自然な欲求であり、その気持ちは最大限尊重されるべきである。埼玉医科大学総合医療センターの照会結果回答は、世間一般の常識にも適った、当然のことを指摘したに過ぎないとも理解できよう。

以上の事実からすると、手術をするのであれば切断術しか行わないという貴所の対応は、その時点における医療水準に応じた適切な医療行為を施す義務を怠っていると指摘できる。

ウ 権利侵害の程度が甚大で裁量を逸脱していること

外部の病院における人工関節置換術を受けることができなかった結果、申立人は、

貴所拘置所において右手第4指の切断手術を受けるか、刑の執行を終えるまで同手指に対する手術を差し控えるかという選択を迫られている。

しかしながら、申立人は、右手第4指の変形により、爪が掌に食い込んで出血し、化膿して血膿の出ることが常態となっている。このような状態で、今後の入所期間を過ごすことは、細菌の繁殖による組織の壊死等、より深刻な事態を招く危険性を帯びている。仮にそのような危険性がないとしても、出血・化膿による掌の痛みを我慢しながら長期間を過ごすことによる申立人の苦痛は察するに余りある。

さりとて、貴所施設内において指の切断手術を受けることも、指の欠損という重大な身体障害を招来する。

貴所は、申立人が、切断術の実施を拒み、勾留の執行停止の申立までして、外部の病院で人工関節置換術を行おうとしていたことを承知しているのであり、申立人に対して、上記のような選択を迫ること自体、余りにも過酷な選択を強いている。

他方、そもそも、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律62条が、被拘禁者の外部の病院への入院を予定している以上、逃亡の抽象的危険性があるだけでは、外部の病院における診療等を認めない理由とはなり得ない。さらに、申立人は、身体障害者1級要介護認定を受けている旨申告しており、現在は貴所施設において休養処遇を受け、普段はベッドに寝て過ごしていること、移動の際には車いすあるいは腰コルセットの補助が必要であることなどを考慮すれば、申立人が貴所施設外において入院したとしても、逃亡の具体的・現実的危険性もない。

そうすると、申立人を外部の病院で人工関節置換術を行わせることによる大きな弊害はないといえよう。

エ 結論

以上のような事情を総合的に考慮すると、貴所が、申立人に外部の医療機関で人工関節置換術を受けさせない措置は、申立人の身体・健康に生じる不利益は相当程度重大なものといえる一方、それが貴所施設の在監目的を達成するために必要最小限度の制約とはいえないことは明らかであり、貴所の裁量権を逸脱し、申立人の疾病の治療を受ける利益を侵害するものであると認められる。

よって、頭書のとおり警告を行う。

以上